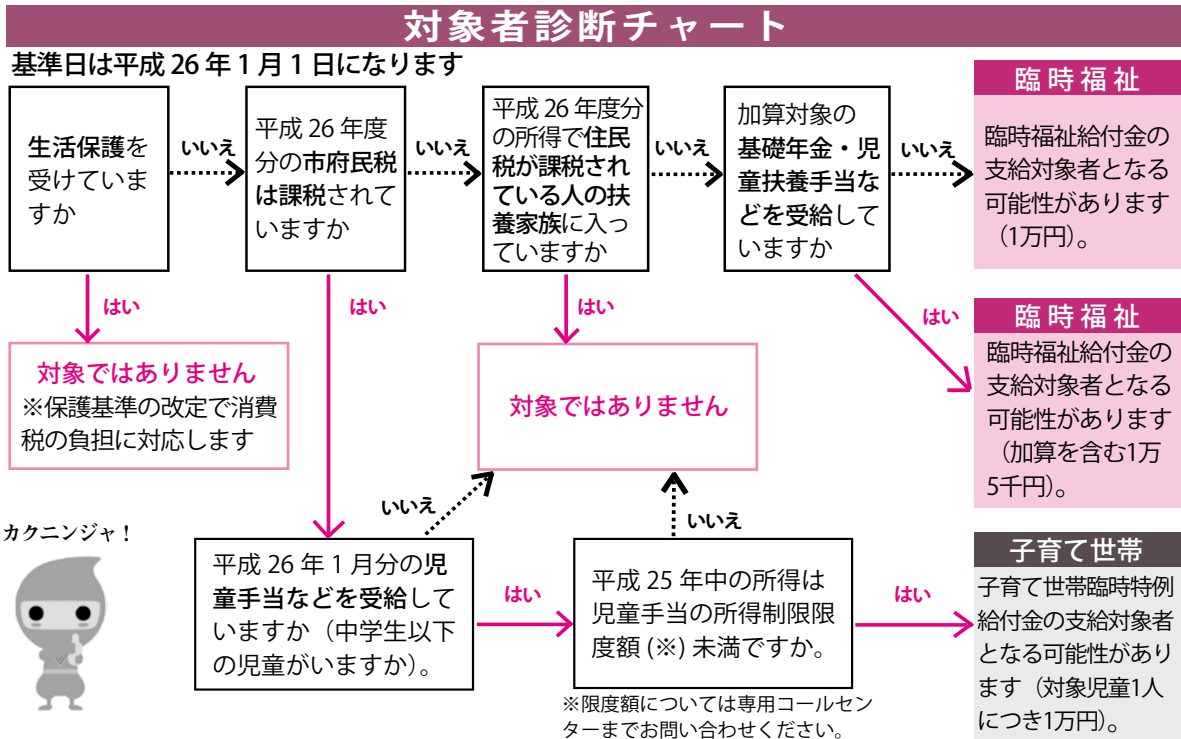


臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請を受付中

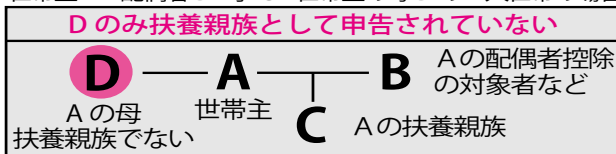


●臨時福祉給付金の支給対象者

基準日(平成26年1月1日)において松原市に住民登録されている人(外国人を含む)で、平成26年度分市府民税(均等割)が課税されていない人が対象です。

※平成26年度分市府民税(均等割)を課税されている人の扶養親族となっている場合や、生活保護制度の被保護者および中国残留邦人などに対する支援給付の対象となっている人は支給対象外です。

◎支給対象者の具体例 下記■が住民基本台帳上の世帯主
世帯主A・配偶者B・子C・世帯主の母Dの4人世帯の場合



●が臨時福祉給付金の支給対象者です。
(世帯主Aのみが市府民税(均等割)を課税されている)



注意 世帯の中に市府民税(均等割)を課税されている人がいる場合でも、税法上の扶養親族に該当せず、市府民税(均等割)が課税されていない人は臨時福祉給付金の支給対象となる場合があります。詳しくは専用コールセンターまでお問い合わせください。

●子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者

①支給対象者 次の1.2どちらの要件も満たす人
1.平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給
2.平成25年(平成25年1月から12月)の所得が児童手当の所得制限限度額未満

②支給対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
(※①②とも「臨時福祉給付金」の対象となっている児童や、生活保護制度の被保護者および中国残留邦人などに対する支援給付の対象となっている児童は支給対象外です)

問合せ

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」
専用コールセンター (☎349-3201)

平日 午前9時～午後5時30分
(※8月16日(出) 午前9時～正午は受け付けします)

●申請・受付期限・会場
とき 10月1日(水)まで
(平日 午前9時～午後5時30分 ※8月16日(出) 午前9時～正午は受け付けします)
ところ 松原市役所北別館

1階給付金窓口
(詳細地図は広報まつばら7月号参照)
●支給開始予定日
8月下旬頃から順次行います

「子ども・子育て支援新制度」がスタートします

平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づ

いて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートする予定です。



●新制度の利用にかかる保育料は、保護者の所得に応じた支払いが基本となります

新制度のさまざまな支援にかかる保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が今後定める基準を上限として、市が地域の実際の状況に応じて定めることとなります。

●契約・支払先は、利用する施設によって異なります

▼認定こども園・幼稚園・公立保育所・地域型保育を利用する場合
利用者は施設・事業者と契約し、保育料を施設・事業者へ支払います。
※公立保育所の施設・事業者は市になります。

▼私立保育所を利用する場合
利用者は市と契約し、保育料を市へ支払います。

○内閣府ホームページもご覧ください。
内閣府 子ども・子育て支援制度
(http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html)

問合せ 子ども未来室 教育政策課

●利用について

●私立幼稚園については、大きく分けると、3つのタイプの幼稚園ができることになります。

この新制度のもとでは、ご家庭のご事情に応じて、幼稚園を選ぶ選択肢が広がります。

タイプ① 現在の仕組みを維持する私立幼稚園 (私学助成の幼稚園)

入園方法、保育料の支払いなどについて、現在の仕組みをそのまま維持する幼稚園です。幼稚園での預かり保育を利用することも可能です。

保育料の支払い
幼稚園の定めた保育料を幼稚園にお支払いいただくことになります。なお、収入によって、就園奨励費補助の手続きをしていただくことがあります。

タイプ② 新制度の仕組みを採用する私立幼稚園 (施設型給付の幼稚園)

入園の申し込みは今までどおり幼稚園に申し込みますが、幼稚園を利用するために市から利用の認定を受けることが必要になります。なお、幼稚園での預かり保育を利用することも可能です。

保育料の支払い
市の定めた保育料を幼稚園にお支払いいただくことになります。保育料は、収入に応じた負担となるよう設定されます。それにより就園奨励費の手続きは必要なくなります。

タイプ③ 新制度の仕組みを採用する認定こども園

(幼保連携型および幼稚園型認定こども園)

幼稚園としての機能だけでなく、保育所としての機能をあわせもつ幼稚園となります。タイプ②と同様に市から利用の認定を受けることが必要となります。

保育料の支払い
タイプ②と同様

※利用申し込みされる幼稚園がどのタイプになるのかは、各幼稚園にお問い合わせください。公立幼稚園についてはタイプ②と同様になる予定ですが、詳細が決まり次第お知らせします。

保育所などを利用希望の場合

入所の申し込みは今までどおり、市へ申し込みます(保育所を利用するために市から利用の認定を受けることが必要になります)。市は、申込者の希望、保育所などの状況などにより、利用調整をします。

保育料の支払い
市の定めた保育料を市にお支払いいただくことになります。保育料は、引き続き収入に応じた負担となるよう設定されます。

健康まつばら21 フェスタ2014 健康はここからだのバランスづくり



9月の健康増進普及月間にあわせて、健康に関するさまざまな企画を予定しています。

予約制のものは、次のとおり実施しますので、ふるってご参加ください。また9月11日(木)・12日(金)には、市役所1階市民ロビーで、ストレスチェックや肺がん・結核検診、栄養診断、禁煙相談、高齢者の相談コーナーなど盛りだくさんの内容で実施します。皆さんのご来場をお待ちしています。

① 体組成計測定

あなたのからだの中をのぞいてみませんか? 脂肪量や筋肉量が体組成計にのるだけでわかります。

とき 9月11日(木) 午前10時~11時
30分・9月12日(金) 午前10時~11時
30分 午後1時30分~3時30分
ところ 市役所1階市民ロビー

内容 素足で体組成計に乗り、BMI・体脂肪率・脂肪量・筋肉量などを測定します。

対象 18歳以上の市民の人
※ただし妊娠中・ペースメーカーなど医療電気機器を装着されている人

は測定できません。
定員 先着130人
費用 無料
申込み 8月29日(金)までに地域保健課へ電話でお申し込みください(定員になり次第締め切ります)。

② 講演会「美と健康・リンパケアでリラックス&リフレッシュ」

講師 辻谷洋子さん(リンパ療法師)
とき 9月11日(木) 午後0時30分~2時15分
ところ 市役所8階 大会議室A
定員 先着80人
費用 無料
申込み 地域保健課

③ ヘルスメイトに学ぶヘルシー料理教室&塩分測定会

1日の塩分摂取量は8グラムまでが良いとされています。塩分控えめでもおいしく食べれる秘訣をお伝えします。普段飲んでいる汁物にどれくらい塩分が含まれているか測ってみましょう。

松原市内業者対象 平成26年度 競争入札参加資格審査申請追加受付

市内の意欲ある起業者の支援や小規模修繕など中小事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図るため、競争入札参加資格審査申請を追加受け付けします。松原市および松原市水道事業の競争入札参加資格審査申請を行っておらず、本市の競争入札および見積りに参加を希望される市内業者は、申請を行ってください。※ただし、登録有効期間内に必ず入札の参加を約束するものではありませんのでご了承ください。

●対象者 松原市内に本店がある者、または支店などがあり受任者の登録を申請する者に限ります。

●申請業種 A.建設工事 B.測量・建設コンサルタント等業務 C.物品購入 D.委託業務

※小規模修繕希望者は、C.物品購入へ申請登録してください。

●申請書配布期間 8月1日(金)~9月8日(月)

※ただし、土・日曜日を除く。

●配布場所 市役所5階契約検査室または市ホームページからダウンロードしてください。

●申請書受付期間 9月1日(月)~9月8日(月)

●申請方法 郵送(簡易書留郵便または特定記録郵便に限る)

※受付期間内の消印のあるものに限り有効。

●送付先 〒580-8501 松原市阿保1-1-1 松原市役所総務部契約検査室宛

●登録有効期間 平成26年10月1日~平成27年3月31日

●問合せ 契約検査室・上下水道総務課

リーム春巻)
対象 おおむね18歳以上の市内在住の人
定員 先着20人
費用 500円
申込み 地域保健課

※②③の保育希望者は、8月29日(金)までに直接NPO法人子育て支援ほけつと(☎2680-2182 ☎284-7733)へ。1歳6カ月~就学前の子ども先着5人、一人につき300円必要です。

12万人を笑顔にする仕事。～松原市職員採用試験～

◎募集職種、採用予定人員、受験資格

【事務職 一般事務(初級)】

◆採用予定人員 3人程度
◆受験資格 平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人(学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人を除く)

【事務職 一般事務 自己アピール(上級)】

◆採用予定人員 2人程度
◆受験資格 次の①および②に該当する人
①昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人
②官民を問わず、社会活動における資格などを有し、その実績・成果を市政で発揮できる人。または、スポーツ・文化芸術・研究・学術分野などにおいて実績・成果を収めた人。

【事務職 一般事務 身体障害者対象(上級)】

◆採用予定人員 1人程度
◆受験資格 次のすべての要件に該当する人
①昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人
②身体障害者手帳を所持している人
③自力により通勤ができ、かつ介護者なしに一般事務職として職務遂行が可能な人

【技術職 土木(上級)】

◆採用予定人員 2人程度
◆受験資格 次の①または②に該当する人
①昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、土木に関する専門課程を修了した人(平成27年3月末までに修了見込みの人を含む)
②平成5年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人(平成27年3月末までに卒業見込みの人を含む)で土木に関する専門課程を修了した人(平成27年3月末までに修了見込みの人を含む)

【消防職 (上級・初級)】

◆採用予定人員 4人程度(上級と初級あわせて)
◆受験資格
(上級) 次の①または②に該当する人
①平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人
②平成5年4月2日以降に生まれた人で学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人(平成27年3月末までに卒業見込みの人を含む)
(初級)
平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人(学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人を除く)

◎募集要項

- 試験日 9月21日(日)
 - 試験場所 松原市役所(阿保1-1-1)
 - 試験方法
 - ◎事務職・一般事務(初級): 教養試験
 - ◎事務職・一般事務 自己アピール(上級): 教養試験および自己アピール試験
 - ◎事務職・一般事務 身体障害者対象(上級): 教養試験
 - ◎技術職・土木(上級): 教養試験および専門試験
 - ◎消防職(上級・初級): 教養試験および体力試験を予定
- ※試験科目、試験時間など詳しい内容については、8月18日(月)から配布する募集要項に記載します。
※募集要項は、市ホームページから閲覧できます。
- 申込み ①事前エントリーフォームの送信 ②受験申込書の提出 ※上記①・②の両方が必要です。 ※受験申込書は必要事項を記入し、人事課(消防職は消防本部総務課)へ。
 - ※事前エントリーフォームおよび申込書類一式は、8月18日(月)から市ホームページでダウンロードできます。
 - 受付期間 8月19日(火)～9月5日(金) 午前9時～午後5時30分(土・日曜日は除く)
 - 採用予定日 事務職・技術職は平成27年1月1日以降。消防職は平成27年4月に消防学校へ入校予定。
 - 事前説明会 職員採用試験説明会を8月下旬に開催する予定です。開催日や申込み方法などの詳細は、8月18日(月)以降に市ホームページでお知らせします。
 - 問合せ 人事課、消防本部総務課

安心・安全なまちづくりアンケートのお願い 「けがおよび安心・安全に関する実態調査」



「SC マンスリーまつばら」は、世界基準の安心・安全なまちづくりセーフコミュニティについて知っていただくための連載です。
▼問合せ 市民協働課

松原市は、世界保健機関(WHO)地域安全推進協働センターが推進する「セーフコミュニティ」活動に取り組んでおり、平成25年11月16日に大阪府下で初めてセーフコミュニティの国際認証都市となりました。これは、けがやけがを伴う事故などは原因を究明することで予防が可能であるという理念に基づき、町会や医療機関、行政など多くの団体が協働して、さらなる安心・安全なまちづくりを目指すものです。

▶実態調査アンケート用紙

この調査票は世帯につき1枚(裏表両面)あります。世帯主がそれに代わる方一人の方に、世帯を代表してご記入をお願いします。

世帯についておたずねします

問1 お住いの住所をご記入ください。(例: 阿保1)

松原市 丁目

問2 お住いの住居の状況(○は1つ)

1. 一戸建て持ち家 2. 一戸建て借家 3. 分譲マンション 4. 賃貸マンション
5. 公営・公団住宅 6. 社宅・寮 7. その他()

問3 世帯の状況(○は1つ)

1. 単身世帯 2. 夫婦のみの世帯 3. 親と子の二世帯世帯 4. 親・子・孫の三世帯
5. その他()

問4 犯罪に対して、世帯でどのような備えをしていますか? (○はいくつ)

1. 自転車の防犯登録 2. 子どもへ防犯ブザーの携帯 3. 外出や夜寝時の戸締り
4. 夜間に外灯や玄関灯を点灯 5. 防犯カメラの設置 6. 防犯フィルム・防犯ス
7. 民間セキュリティサービスの利用 8. 家財、自動車盗難など犯罪に備
9. その他() 10. 何もしていない

ご協力をお願いします

自転車の安全利用5則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

自転車保険に入っていますか?

自転車側の注意義務違反で歩行者を死傷させるなど、大きな事故を起こした加害者に3000万円を超える高額な賠償金の支払いを命じられた判決が出ています。

自分は事故を起こさないと過信はせず、自転車事故を起こさないために、また事故に遭わないように交通ルール・マナーをしっかりと守りましょう。

万が一事故に遭った時のために、自転車保険に加入しましょう。自転車保険には自転車事故限定の保険、交通事故全般が対象の保険、自動車保険や火災保険の特約としての自転車保険、また自転車の点検・整備に付帯される保険もあります。

問合せ 市民協働課

自転車に乗るときも交通ルールを守りましょう

自転車安全利用5則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

自転車保険に入っていますか?

自転車側の注意義務違反で歩行者を死傷させるなど、大きな事故を起こした加害者に3000万円を超える高額な賠償金の支払いを命じられた判決が出ています。

自分は事故を起こさないと過信はせず、自転車事故を起こさないために、また事故に遭わないように交通ルール・マナーをしっかりと守りましょう。

万が一事故に遭った時のために、自転車保険に加入しましょう。自転車保険には自転車事故限定の保険、交通事故全般が対象の保険、自動車保険や火災保険の特約としての自転車保険、また自転車の点検・整備に付帯される保険もあります。

問合せ 市民協働課

ご寄付ありがとうございます

市庁舎のバラいっぱい寄附金

平成25年度「市庁舎のバラいっぱい寄附金」に、個人または団体の皆さんからいただきました寄付金で、平成26年2月に庁舎正面玄関北側および南側の段丘(二段目部分)に160株のつるバラ(アンジェラ)を、また、309号線側回廊部分に60株のつるバラ(ピングメディランド)を補植しました。ご協力ありがとうございました。今後とも皆さんのご支援ご協力をよろしくお願いたします。

■寄付の申込み 寄付金は、1,000円以上より受け付けています。なお、5,000円以上の寄付をされた人で、ご希望の場合は、市役所正面設置のプレートに名前を掲載します。

■掲載期間 2年間 ■受付時間 市役所開庁時間
■受付窓口・問合せ 財産管理課

●寄付申込者数 12件(平成26年4月1日～6月30日)
事業所名・団体名・個人名(申込順・敬称略)

- ▶平井慶子 ▶あい美容室 高木愛子
- ▶高橋トク ▶松原市友会
- ▶仲村由利香 ▶緑と花の有志一同
- ▶松原美術クラブ ▶その他匿名5件